

なぜやってないのに自白が とられるのか

シンプラル法律事務所
弁護士 川村真文

遠隔操作ウイルス事件

何者かがインターネット掲示板を介して、
東京、大阪、愛知、福岡、三重の5人が所持するパソコンに指示を送り、
遠隔操作によってネットで襲撃・殺害予告を行った。

⇒

愛知県の男性を除く4人(①東京、②大阪、③福岡、④三重)が逮捕。

遠隔操作ウイルス事件

- ①東京：未成年⇒自白⇒保護観察処分
- ②大阪：否認のまま起訴⇒その後起訴取消し
- ③福岡：釈放
- ④三重：ウイルス発見⇒釈放

遠隔操作ウイルス事件

大阪の男性(②)は、「犯行を認めれば罪が軽くなる」(利益誘導)と言われたと証言

but

警察は利益誘導を否定。

遠隔操作ウイルス事件

東京の男性(学生)(①)については、
殺害予告で名乗った「鬼殺銃蔵(おにごろしじゅうぞう)」の自称につき、日本酒の銘柄からとった、忌数である13からジュウゾウと読ませた。
「楽しそうな小学生を見て困らせてやろうと思った」
「『横浜市 小学校』とインターネットで検索して一番上に出てきたから(この小学校を)選んだ」
といった**上申書**を作成。

東電OL殺人事件

平成9年3月19日に、東京電力東京本店に勤務する女性（当時39歳）の遺体発見。

平成9年5月20日、警視庁は、殺害現場の隣のビルに住み、不法滞在していたネパール人男性を、殺人事件の実行犯として強盗殺人容疑で逮捕。

逮捕されたネパール人男性は、捜査段階から一貫して無実を主張。

東電OL事件 裁判の経緯

- 第一審(東京地裁)⇒無罪(平成12年4月14日)
- 控訴審(東京高裁)⇒有罪判決、無期懲役判決。(平成12年12月22日)
- 同年12月 地裁の裁判長が八王子支部に移動。
- 上告審(最高裁)⇒上告棄却で有罪確定。(平成15年10月20日)

東電OL事件 判決確定後の経緯

- 平成17年3月24日再審請求。
- 平成23年7月21日 東京高裁の再審請求審で弁護側が要請⇒現場で採取された物証のうちDNA鑑定をしていないものについて実施するよう検察側に要請⇒東京高検がDNA鑑定を実施⇒遺体から採取された精液から検出されたDNAは被告人のものと一致せず、現場に残された体毛(男性X)と一致することが判明。
- 平成24年6月7日再審の開始を認める。
- 平成24年10月29日、検察は再審決定後も有罪主張を維持したが、被害者の爪から男性XのDNAが検出⇒無罪を主張し結審。
- 平成24年11月7日、無罪判決。

問題点

- 冤罪はめずらしくない。
- やっていないのに存在しない事実について自白がとられていた(遠隔ウイルス事件)。
- 無罪判決をした裁判官は？(東電OL事件)

なぜ自白をとるのか？

裁判所が捜査段階の自白を重視する。

- 合理性のある自白。
- 具体性のある自白。
- 証拠と整合する自白。
- 犯人しか知らない事実が入った自白。

なぜ自白をとるのか？

「自筆で罪を認めた上申書を書いているのだから犯人だろう」という経験則

ストーリーは警察が作る

⇒「物証と整合し合理的で具体的な」虚偽自白
ができあがる。

刑事裁判の原則

「疑わしきは被告人の利益に」

犯罪事実の立証責任は検察官にある。

検察官は合理的な疑いを生じる余地がない程度まで立証する必要。

犯罪事実の真偽不明⇒無罪。

～

「冤罪」が生じないための基本原則。

刑事裁判の基本原則

- 有罪率99.9%
- 冤罪＝きちんと立証できていないのに有罪と判断した。
⇒「裁判所の判断が間違っていた」
ということ。

どんな場合に逮捕されるのか

「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるとき」⇒逮捕（刑訴法199条）

- ①逮捕の理由：やったらしいという**合理的・客観的嫌疑**
- ②逮捕の必要性：**逃亡のおそれ**または**罪証隠滅のおそれ**がある等のため身体の拘束が相当。逮捕の必要性については、明らかに存在しないことが阻却事由。

逮捕されたらどうなるのか

- 起訴まで最大23日間身柄拘束。
- 逮捕⇒最大72時間(3日間)身柄拘束。
- 勾留⇒10日間身柄拘束。
- 勾留延長⇒10日間延長。
- 場所は警察(=代用監獄)。
- 通常「接見禁止」がつく⇒(最初は)弁護士以外接見できない。
- 保釈があり得るのは起訴後。

どんな取調べ？

暴行脅迫による自白①

大阪高判昭和60.9.24(大阪土木収賄事件)

警察官の連日にわたる執拗な暴行脅迫(身体を壁にぶつける、後頭部をたたく、壁に向かって長時間座らせる等)によりやむなくされたもの

⇒被告人の員面調書の任意性を否定し、さらに検面調書についてそのような暴行脅迫による抑圧された心理状態の継続下に作成された疑いがあるとして同様に証拠能力を否定

どんな取調べ？

暴行脅迫による自白②

大阪高判61.1.30(貝塚ビニールハウス強姦・殺人・窃盗事件)

被告人らの、警察官から手錠をはめられたままの状態
で頭を殴られ、足を蹴られ、髪の毛をつかんで引っ張られ、
頭を壁にぶつけられる等々の暴行を受けた旨の供述は、
具体的詳細で迫真性がある。

一方自白の経緯について取調官が納得できる説明ができない。

⇒一概に虚偽であるとして排斥できず、任意性について疑いがあったとした。

どんな取調べ？

暴行脅迫による自白③

大阪地裁昭和62.8.14

警察官から数日間にわたり、「こじき」などと罵倒されたうえ、頭部、両肩等の殴打、胸倉をつかんでの足払い、足蹴り、腕をねじあげる、顔面を靴で踏む、首を絞める等の暴行を受け、その結果入れ歯を折られる等したとの被告人の供述をおおむね信用できる

⇒被告人の司法審査に対する供述調書の任意性を欠くとした。

どんな取調べ？

利益誘導・偽計による自白①

最高裁昭41.7.1

(不起訴にする旨の約束による自白)

収賄事件において、被疑者が起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、**自白をすれば起訴猶予になる**旨の言葉を信じ、起訴猶予になることを期待してなした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠くもの解するのが相当。

どんな取調べ？

利益誘導・偽計による自白②

最高裁昭45.11.25

(切り違い尋問による自白)

捜査官から、妻は被告人との共謀関係を自白していないのに自白した旨虚偽の事実を告げられ、被告人が共謀の点を認めれば被告人のみが処罰され妻は処罰を免れることがあるかも知れない旨暗示される等の偽計による心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されたおそれが濃厚

⇒自白の任意性に疑いがあるとして証拠能力を否定した。

どんな取調べ？

利益誘導・偽計による自白③

東京地判昭62.12.16

(虚言と苛烈な取調べによる自白)

警察官の苛烈な取調べに加えて、現場に遺留されたデッキシューズにつき、「今の発達した科学では、人間の分泌物から、その細かく枝分かれした血液型を知ることができ、指紋と同様、同じ分泌物の人間は、1億人に一人しかいないが、その分泌物がおまえの的一致した」等のあざとい許されざる虚言を述べて自白を引き出した

⇒その影響下になされた被告人の自白は(検面調書も含めて)すべて任意性を肯定できない

実際の取り調べ①

「合理性」による追及。

- 「〇〇はおかしいやろ」
- 「そんなことあり得んやろ」

⇒

被疑者の記憶の変容

実際の取調べ②

「共感」を利用。

- 捜査官は、追い詰められた被疑者に対し「**自分は味方**」というスタンス。
- 共犯者は自白している。お前の立場は最悪。
- 俺は、お前が下っ端だと分かってるが、上の者はわかってない。
- 今のままだと組織の人間だと思われるぞ。

実際の取調べ③

そんなことは誰も信じない。

悪い自分がいただろう。

悪い自分をだせ。

そうでないと誰にも信じてもらえない。

⇒

被疑者の記憶の変容

虚偽自白のパターン

I 嘘とわかって自白

←

- ① 説明は受け入れられず、身柄拘束下での執拗な取調べ
- ② 起訴された場合の有罪率
- ③ 利益誘導
- ④ 無罪を争うことのリスク(量刑への不利益)

II 誤った事実を事実だと思いこむ。

虚偽自白のパターン

① 身柄拘束下での執拗な取調べ:

「やってない」「知らない」という説明は聞き入れられない。

「お前がやったんだろう」「証拠はあがってるんだ」「証言もある」と攻められる⇒**自白すると楽になる。**

② **今のままだと立場が悪くなる。**

③ **記憶そのものが変容する。**

⇒

「やりました」と認めてしまう

(ここで勝負あり⇒**上申書**で固め、それから調書)。

なぜ実在しない事実を「自白」できるのか？

取り調べにおいて、犯行の手口や状況がほのめかされる。

- 「〇〇にいたのではないか」
- 「こんなふうに行ったんじゃないのか」

取調官の質問に応じていけば「**正解**（＝物証と整合する合理的な供述）」にたどり着ける。

「詳細で、合理性があり、物証と矛盾しない信用できる」自白となる。

記憶の脆さ

● 記憶の信用性のなさ①

➤ 米国での冤罪原因

- アメリカで誤審に影響した要因を検討した研究。
- 圧倒的に多かったのが目撃者の誤った識別によるもので、全体の5割が目撃者の誤認によってもたらされた冤罪。
- DNA鑑定により無実が証明されて監獄から解放された40ケースに関する1996年の報告によれば、9割に当たる36ケースで目撃証言が重要な役割を果たしていた。

(榎本博明 記憶はウソをつく p26)

記憶の脆さ

● 記憶の信用性のなさ②

➤ スウィフト教授の大学での実験

- 廊下から口論⇒4人の学生(男2人、女2人)⇒R嬢は茶色の紙包を落とす⇒Kはバナナをもってピストルのように振り回す⇒教授が抗議&癩癩玉⇒教授は「撃たれた」と叫び後ずさりし、R嬢に抱えられる⇒学生達は全員逃げる。
その間30秒以内。
- 29人の「証人」のうち、4人の登場人物が部屋の中に入ってきたことを記憶していたのは3人。全員知っている学生だったが、誰であったかを全員見分けた者は1人もいなかった。**29人中8人が、演技に参加していなかった人物のみならず、その場にいなかった人物までも「見た」と証言。**

(ウェルマン 反対尋問の技術(上)p172)

記憶の脆さ

●「常識」や「意味」による記憶の変容①

➤ ジョンディーン(ウォーターゲート事件の調査で証言をした大統領法律顧問)の証言

① 記憶のあいまいになっている部分、欠落している部分
を無意識のうちにスクリプト(出来事の普通の流れに
関する知識)で穴埋めしてしまう。

ex. 「大統領が腰をかけるように言った」

② いつの間にか「あの出来事はこういう意味があったはずだ」という解釈にしたがって記憶を置き換えたり書き足したりしてしまう。

(高木光太郎 証言の心理学 p19)

記憶の脆さ

- 「常識」や「意味」による記憶の変容②

- フレデリック・バートレットの実験

- (不自然な)物語を1度聞かせて、繰り返し思い出してもらおう。

- (高木p31)

記憶の脆さ

●「習慣」が記憶に影響を及ぼす

➤ フィラデルフィアの女中の証言が決め手になった事件

夫が妻を殺し、自分が疑われないよう道路に通じる門の閤を外して半開きのままにした。

女中は、毎朝、起きるとまず最初に、その門の閤を外すのが習慣になっていて、法廷でも、殺人のあった当日の朝も、いつもどおりのことをしたと証言。⇒犯人は内部の人間となった。

女中は（死体を見つけて）興奮のあまりに飛び出し、閤が外されていたことも門が開いていたことも気がつかず、後になって当時の状況を思い出す際には、閤を外すという彼女の日課となっている経験と習慣を、異常であったはずの当日の朝についての彼女の回想の中に合体させてしまった。

（ウェルマン p 185）

記憶の脆さ

●「暗示」による変容①

➤ ロフタスの「衝突実験」

交通事故の映像を見てもらい、どのくらいの速度かについて判断してもらおう。

その時「ぶつかった時」「激突した時」と言葉を変える。

1週間後10の質問

壊れたガラスを見たという誤った回答

質問なし⇒6人／50人

「ぶつかった時」⇒7人／50人

「激突した時」⇒16人／50人

(高木p7)

記憶の脆さ

- 「暗示」による変容②

- ロフタスの子供の実験

- 4歳児と5歳児を被験者にして実験。

- フィルムを見せて「クマ(the bear)を見ましたか」⇒多くの子が見たと答える。

- (高木p97)

記憶の脆さ

●「暗示」による変容③

➤ 米国の強姦冤罪事件

強姦⇒恋人は激怒して「犯人は君の知っているだれかに違いない、なぜってその男は自分がだれだかわからないようにものすごく注意を払っていたんだらう？」

「君は近所でその人物を見たことがあるんだ、どこかでその男を見たんだよ……スーパーとか教会とか、パーティーとか」

⇒被害者はパーティーであった男を思い出し、犯人とされた男性は起訴され、50年の刑が宣告された。

2か月後、別の事件で逮捕された男が真犯人だとわかる。

(榎本p123)

記憶の脆さ

● 経験を他人に話すことによる変容

➤ ジェイムズ教授の「心理学原理」

最もしばしば記憶の間違いの原因となっているのは、われわれがわれわれ自身の経験を他人に話すその話し方である。つまり、われわれは、そのような場合、ほとんどいつも、事実を**単純化して人々の興味を引くような形に仕立て直す**。・・・やがて記憶の中で作り話の方が実話を追い出しにかかり、我物顔にふるまうことになるのである。

われわれはまた、何か**こんなことになってほしかった**と考えたり、ある行為について**こんな説明もできるのだ**と考えたりしていると、やがて、実際に起こったことと、起こったかもしれないと考えていたこととの区別がつかなくなる。

われわれの**欲求、希望**、そして、ときには**不安**、それらは他のものを統制する要素なのである。

(ウェルマンp188)

記憶の脆さ

● コミュニケーションによる影響

- 外部情報(他人の記憶、メモや写真等)による穴埋め
不正確なところを他人の記憶から借りてきた情報で穴埋めし修正する。

必要に応じてメモや写真に記録されている情報を参照する。

自分の記憶と他者の記憶、それにさまざまな記録や手がかりがつくりだす濃密なネットワークに埋め込まれている。

(高木p41)

➤ 同調

過去の出来事をめぐる会話のなかでお互いの記憶が食い違ったとき、話しあいによって自分の記憶を排除してしまい、相手の記憶を「事実」として受け入れてしまう。

(高木p48)

有罪判決は簡単に書ける

- 被告人の不合理性を指摘。
but人は合理的な行動をするわけではない。
- 抽象論と具体論を使い分ける
(共犯の証言が使用できるという理由)
自分に不利益な内容を含む
内容が具体的で、不自然不合理な点はない
嘘をつく理由はない
- (事実と)矛盾するのは重要な部分ではない
食い違いは重要な部分ではない
核心部分の信用性は排斥されない
- 「あり得ないとはいえない」
経験則からおかしいという主張に対して……。
- 説明できないことはスルー

最高裁の判断のパターン

事実誤認の主張であり

上告理由（憲法違反・判例違反）に当たらない。

刑事事件の問題

- 「記憶」という極めて不確かなものに立脚
- （取調べにより）被疑者の記憶も変容する
- 無罪主張の困難さとリスク
（有罪認定⇒反省なし⇒情状が悪くなる）
- 行動する時と事後的な視点との食い違い
- 人は合理的なものではないのに不合理さを指摘される
- 有罪判決へのバイアス
 - 被告人は罪を逃れるため言い訳をするという先入観
 - 被告人に騙されまいというプライド
 - 出世？

逮捕されたらどうするか

- 早期に弁護士に依頼（国選もあり）
- 記憶と違う自白をしない
有罪の理由となる。
- 本当の事実を思い出す
弁護士は「記憶の変容」を阻止する必要。

刑事がらみの民事事件の難しさ

起訴されることのリスク。

ご清聴ありがとうございました。

シンプル法律事務所 弁護士 川村真文

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング823号室

電話:06-6363-1860 メール:kawamura@simpral.com